

第21期第7回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年9月16日（金） 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 高知市丸ノ内2-1-10 一般社団法人高知県教育会館 高知城ホール
- 3 出席委員 林田千秋、大木正行、御処野誠、島崎章、
西脇亜紀、川村寛二、堀澤栄、百田美知（計8名）
- 欠席委員 筒井一水、山下慎吾
- 署名委員 御処野誠、川村寛二吾
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長、飯田副参事
- 事務局 井上書記長、谷口書記、坂本書記

4 報告事項

- (1) 令和4年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針に係る意見公募について

5 議事内容

井上書記長

定刻となりましたので、ただ今より第7回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

それでは本日の会議ですが、委員定数10名のうち8名にご出席していただいておりますので、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

では、会議規則第1条に従いまして、林田会長に議長をお願いしたいと思います。

それでは会長、お願いいたします。

林田会長

本日は、お忙しい中、委員の皆さま方にはご出席いただき心から感謝申し上げます。

それでは、早速ですが水産振興部長から、挨拶をお願いします。

松村部長

みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。委員の皆様には、何かとご多用中のところ、また週末、台風14号の接近が心配される、ご出席いただき心からお礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の状況についてですが、本日、高知県のBA.5対策強化宣言期間は終了し、対応ステージが一番上から一つ下がりました、特別警戒に明日から引き下げられたところです。先月は2,000人とかを超える感染者となることがありましたが、ここ数日はその1/3、600人とかという状態が続いておりますので、こういった形になったということでございます。とはいっても、700や800といった感染者が出ていますので、県民の皆様には引き続き、基本的な対策として手洗い、

うがい、マスク等のご協力をお願いします。

さて、本日は1件の報告事項、「令和4年度うなぎ稚魚特別採捕取扱方針に係る意見公募について」でございます。

県は例年、しらすうなぎ特別採捕の取扱方針を定めるにあたり意見公募、いわゆるパブリックコメントを行っており、本年度は事前にその内容についてご説明をさせていただくものです。

詳細については、後程、事務局からご説明しますので、ご意見等ございましたらよろしくをお願いします。

誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

どうかよろしくお願いいいたします。

林田会長

ありがとうございました。

それではただいまから、会に移りたいと思います。

まず、本日の欠席委員ですが、筒井委員、山下委員の2名です。

次に、議事録署名委員ですが、本日の議事録署名委員は、御処野委員、川村委員にお願いしたいと思います。

それでは報告事項「令和4年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針に係る意見公募について」、事務局の説明を求めます。

谷口書記

それでは令和4年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針につきまして、ご報告いたします。

資料の1ページをお願いします。

まず最初に、1、これまでのうなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針についてです。

全長21cm以下のうなぎは、高知県漁業調整規則第34条により、採捕が禁止されていますが、増養殖種苗の供給を目的とする採捕について、規則第47条により、特別採捕許可による採捕を認めています。

そして例年、高知県のしらすうなぎ特別採捕許可の取扱方針に関しては、うなぎが河川の漁業権魚種であることから、毎年、内水面漁業関係者等からご意見を伺い、調整を行ったうえで、高知県行政手続条例第38条に基づく意見公募手続を行い、高知県内水面漁場管理委員会及び高知海区漁業調整委員会での審議を経て、施行をしておりました。

そのような中、関係者から取扱方針の案について、もっと早く委員会に報告すべきではとのご意見をいただきました。従いまして本年度は、意見公募手続を行う前に取扱方針の案についてご報告させていただくこととなりました。

具体的なスケジュールの案について、3、をご覧ください。

今回ご報告します案は、9月12日（月）に高知県内水面漁業協同組合

連合会と協議しご了承をいただいたものです。例年はこの後に意見公募の受付に入りますが、今年度は本日の本委員会と20日の高知海区漁業調整委員会にご報告した上で、約30日間の意見公募を行い、10月下旬に意見公募の結果を反映したものについて、両委員会にお諮りし、施行する予定となっております。

それでは資料の2ページをご覧ください。

まず初めにシラスウナギの現状としまして、全国的なシラスウナギの状況についてご説明致します。こちらのグラフは国内の採捕量の推移でございまして長期的には減少基調にあると言えます。この近年の推移についてより詳しく、次の3ページでご説明致します。

こちらは、平成15年度からの養殖事業者の池入れ量の推移を整理したグラフです。棒グラフが池入れ量を、折れ線グラフが単価を示しています。そして棒グラフで示しております池入れ量の内訳の下段は国内採捕量を、上段は輸入量を示しております。令和4年度は16.2tpンが養鰻事業者に池入れられ、うち10.3トンが国内採捕、5.8トンが輸入によるものでした。東アジア全体として、量の出だしは極めて不漁でしたが、2月以降は徐々に採捕され、極端な不漁とはなりませんでしたが、直近2漁期と比べると池入れ量、採捕量共に低調でした。

次に4ページをご覧ください。直近の高知県の推移を整理しております。

昨年度は漁期は91日間、内水面漁協様の同意が必要な区域は80日間、採捕人数はやや減少し2,501名、採捕数量は全国の傾向と同じで2年連続の減少となり140kgあまり、高知県の養鰻事業者の池入れ量は224kgあまりとなりました。なお池入れ量と採捕量の差額の約80kgは、他県で採捕されたシラスウナギを輸入したものです。

続きまして5ページをご覧ください。令和4年度のしらすうなぎ特別採捕許可の取扱方針の主な変更点についてご説明致します。

まず1点目でございますが、第6条の欠格事項について見直します。資料7ページをご覧ください。取扱方針の第6条第1項では採捕者の欠格事項を規定しており、続く第2項で指定集荷人及び現場責任者の欠格事項について定めています。昨年まで、指定集荷人及び現場責任者の欠格事項については第1項の第2号から第7号までを準用しておりました。しかし、指定集荷人及び現場責任者についても採捕従事者と同様の取扱とすべきとの考えから、第1号および第8号についても、欠格事項に含めるという改正を行うものです。

5ページにお戻りください。続きまして第9条の採捕期間の案です。

今年度は令和5年1月11日から3月31日までの80日間としていきます。例年は12月からの採捕開始でしたが、内水面漁業関係者から、流下

仔魚期のアユが混獲されるとの懸念に配慮し、河口域や沿岸域に流下仔魚が見られる12月の採捕を止め、翌1月からの80日間としたものです。

今年度の主な改正は以上になります。なお、本案につきましては、高知県内水面漁業協同組合連合会、高知県養鰻生産者協議会が協議し、双方が合意した内容であることを申し添えます。

6ページ以降にこの取扱方針の案と、取扱要領の案を添付しております。今回のご報告を踏まえまして速やかに、意見公募の手続を行って参りたいと思います。

報告事項は以上でございます。よろしくお願い致します。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

それでは、これもちまして第7回高知県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第21期第7回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田 千秋 _____

議事録署名委員 御処野 誠 _____

議事録署名委員 川村 寛二 _____